

幼稚園・小学校・中学校・高等学校における個別の教育支援計画と 個別の指導計画の特徴を捉える

－NISE データベースの分析をとおして(2) 小学校と中学校の比較を中心に－

山崎 晃¹・松井 剛太²・濱田 祥子³

本研究の目的は、幼小接続に関する諸問題のうち、個別の教育支援計画と個別の指導計画が幼稚園、小学校、中学校、高等学校でどのように捉えられているかの特徴、特に小学校と中学校において違いがみられるかを明らかにすることである。分析の結果、個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成率は、校種間で違いがあること、小学校と中学校の特徴語についても違いがみられることが明らかになった。さらに、小学校と中学校をまとめた場合の記述内容については、8つのカテゴリー（「個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成」、「保護者と学級担任の情報の共有」「特別支援学級や通常学級に在籍する児童生徒の情報共有や連携」、「特別支援に関わる研修による理解の広がりや深まり」「一人一人のニーズと地域の支援体制の構築」「特別な支援が必要な児童生徒への支援活用」「期ごとの計画に関する評価」、「児童生徒に対する個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成や支援」）に分けられることが明らかになった。小学校と中学校の計画について、記述された内容には大きな違いはみられなかった。個別の教育支援計画と個別の指導計画をつなぐために、地域における関係機関の連携システム構築の必要性について考察した。

キーワード：幼小接続、合理的配慮、支援、個別の教育支援計画、個別の指導計画

問題と目的

幼稚園教育要領(2008年告示)、小学校及び中学校の学習指導要領(2008年告示)並びに高等学校学習指導要領(2009年告示)には、障害のある幼児児童生徒について、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば、指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の幼児児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが示され

た。また、特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、特別支援学校高等部学習指導要領は2009年に告示されている。さらに、小学校においては2020年度から、中学校及び高等学校においては2022年度から学習指導要領の改訂が順次予定されている。また、通級による指導を受ける児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒に対する指導や支援が組織的・継続的に行われるよう、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成の義務化が検討されている。

個別の教育支援計画の重要性が提唱される一方で、課題も多く指摘されている。例えば、岩井(2006)は、全国特殊学校長会が行った「個

1：広島文化学園大学 2：香川大学

3：比治山大学



別の教育支援計画」の盲・聾・養護学校における実施状況に関するアンケート調査結果について報告している。それによると、全国の盲・聾・養護学校においては、個別の教育支援計画を保護者と協力し、児童生徒のニーズに対応する支援機関を把握したり、連携協力できる関係づくりに努めたりしているものの、個別の教育支援計画をもとに関係機関との支援会議を実施するまでにはいたっていない現状があるという。また、個別の教育支援計画をめぐる現状に関して、支援に必要な関連専門職等を交えた「策定」にはほど遠く、コピー・ペーストで「作成」した計画は校内の金庫に保管されて活用できないというように、教員に少なからぬ徒労感を生み出すツールになっている実態や、逆に有効に機能しているものの、中心となっている特別支援教育コーディネーターの多忙さを危惧する声が少ない実態がある（加瀬、2011）。このようなことから、個別の教育支援計画が関係機関との連携の有効性、有用性が疑問視されている状況が推測される。

ところで、幼稚園・保育所・認定こども園などの就学前施設と小学校との連携・接続に関する研究を概観すると共に、就学前施設から小学校へのスムーズな移行や幼小接続・連携を阻んでいる要因を明らかにした研究がある（山崎・松井・濱田、2019）。それによれば、小学校や中学校に在籍する児童の障害は、知的障害が最も多く、次いで自閉症、ADHDの順であった。また、学校種によって小学校においては、「児童」、「体育（科）」、「音楽科」、「図画工作科」、「特別支援学級」の連携が中心であったが、中学校においては、「目標」、「継続」、「読み書き」、「集団」、「家庭科」のネットワークと、「目標」、「地域」、「生活」のネットワークが中心であり、特別な配慮を必要とする児童生徒にとっては、大きな学習上の課題となる可能性があることが示

唆された。本研究においては、特に小学校と中学校間に個別の教育支援計画や個別の指導計画に関してどのような違いがみられるかを明らかにする。その理由は、個別の教育支援計画と個別の指導計画は体系的に捉えられ、相互に関連づけて策定され実施されてこそ支援の効果を上げることになるにもかかわらず、必ずしもそれらが対応づけられていない可能性があることにある。

さらに、学習指導要領や文部科学省からの局長通知にも個別の教育支援計画や個別の指導計画に係る内容のものが少なくない。

小学校学習指導要領第1章-第4-2

(7) 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

（下線は筆者が引いたもの。以下同じ。）

初等中等教育局長、高等教育局長、スポーツ・青少年局長3局長通知（平成17年4月1日）

(3) 発達障害のある児童生徒への支援について
第2 発達障害のある児童生徒等への支援について

1(1)

③小学校等における「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成

小学校等においては、必要に応じ、児童生徒一人一人のニーズに応じた指導目標や内容、方法等を示した「個別の指導計画」及び関係機関の連携による乳幼児期から学校卒業後まで一貫



した支援を行うための教育的支援の目標や内容等を盛り込んだ「個別の教育支援計画」の作成を進めること。

(2) 盲・聾・養護学校、小学校等の特殊学級及び通級による指導においては、自閉症の幼児児童生徒に対する適切な指導の推進を図ること。その際には、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成を進めること。

(4) 特別支援教育の推進について（通知）（平成19年4月1日）

3. 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

(4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用

特別支援学校においては、長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含めた「個別の教育支援計画」を活用した効果的な支援を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の教育支援計画」を策定するなど、関係機関と連携を図った効果的な支援を進めること。

(5) 「個別の指導計画」の作成

特別支援学校においては、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化等に対応した教育を一層進めるため、「個別の指導計画」を活用した一層の指導の充実を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の指導計画」を作成するなど、一人一人に応じた教育を進めること。

初等中等教育局長通知（平成25年10月4日）

第2 早期からの一貫した支援について

2 個別の教育支援計画等の作成

早期からの一貫した支援のためには、障害の

ある児童生徒等の成長記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められること。

このような観点から、市町村の教育委員会においては、認定こども園・幼稚園・保育所において作成された個別の教育支援計画等や、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等を有効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し、当該市町村における「個別の教育支援計画」「相談支援ファイル」等として小中学校等へ引き継ぐなどの取組を進めていくことが適当であること。

以上のように、個別の教育支援計画や個別の指導計画は特別支援教育の推進や幼稚園、小学校、中学校、高等学校において活用されることが期待されている。そこで、本研究では、個別の教育支援計画の作成と活用に係る実態を明らかにし、そのうえで支援の際にどのような配慮がなされているか、とりわけ小学校と中学校でどのような違いがあるかについて検討し、学校現場での課題を明らかにし、今後の検討課題について議論することを目的とした。

方 法

分析対象

独立行政法人国立特別支援総合研究所のインクルーシブ教育システム構築支援データベース：<http://inclusive.nise.go.jp> の『合理的配慮』実践事例データベースに平成29年3月18日時点で掲載されていた251事例（幼稚園：15事例、小学校：175事例、中学校；45事例、高等学校16事例）を分析対象とした。なお、



特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部、高等部はそれぞれ、幼稚園、小学校、中学校、高等学校として扱った。そのうち、幼稚園と高等学校の事例は少数であったので、実際に本研究の分析対象としたのは、小学生 175 名、中学生 45 名、計 220 名であった。

データベースの内容は、【V】基礎的環境整備の観基礎（基礎①ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用、基礎②専門性のある指導体制の確保、基礎③ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導、基礎④ 教材の確保、基礎⑤ 施設・設備の整備、基礎⑥ 専門性のある教員、支援員等の人的配置、基礎⑦ 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導、基礎⑧ 交流及び共同学習の推進点）、【VI】合理的配慮の観点（合理① -1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮、合理① -1-2 学習内容の変更・調整、合理① -2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮、合理① -2-2 学習機会や体験の確保、合理① -2-3 心理面・健康面の配慮、合理② -1 専門性のある指導体制の整備、合理② -2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮、合理② -3 災害時等の支援体制の整備、合理③ -1 校内環境のバリアフリー化、合理③ -2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮、合理③ -3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮）であった。

なお、本データベースに記載された内容を分析し、その結果を公表することについては、独立行政法人国立特別支援総合研究所の了解を得た。

分析方法

以下に、データベースの内容ごとの集計結果と分析結果を示す。分析には KHCoder (Ver.

2.00f) を使用した。分析に当たっては、事前に KHCoder に同梱された茶釜を用いて複合語の検出を行った結果、小学校と中学校のそれぞれにおいて、出現数が 10 以上の語については強制抽出する語に指定した。

結果と考察

校種による作成率の違い

表 1 は、学校種と個別の教育支援計画や個別指導計画との関係を示したものである。それぞれの計画について χ^2 検定を行ったところ、いずれも有意であった ($\chi^2 = 20.312$ 、 $\chi^2 = 19.801$ 、いずれも $p < .01$)。個別の教育支援計画について残差分析を行った結果、校種別では中学校が最も高く (17.79)、次に高等学校が高く (5.70)、小学校 (-13.55)、幼稚園 (-9.94) と負の値であった。また、個別の指導計画については、小学校と中学校が有意に高く、高等学校、幼稚園の順に有意に低かった。このようなことから、小学校においては個別の指導計画の割合が高く、個別の教育支援計画を作成した学校の割合が低く、中学校では個別の教育支援計画と個別の指導計画にいずれも高い割合で実施されていることが分かった。高等学校では個別の教育支援計画を作成している割合が高く、個別の今日支援計画を作成している学校の割合が低く、幼稚園では個別の教育支援計画&個別の指導計画共に作成している割合が低くなっていた。このような結果からは、小学校では個別の

表 1 学校種別の作成率

学校種	個別の教育支援計画	個別の指導計画	N
幼稚園	7 (46.67%)	10 (66.67%)	15
小学校	129 (73.71%)	163 (93.14%)	175
中学校	43 (95.56%)	44 (97.78%)	45
高等学校	15 (93.75%)	12 (75.00%)	16
合計	194 (77.29%)	229 (91.24%)	251
χ^2	20.312**	19.801**	



指導計画に係る実践が個別の教育支援計画に係る実践と関連づけられない形で行われている可能性があること、中学校においては両方の計画が関連づけて行われていること、高等学校においては卒業後を見据えた個別の教育支援計画がより重要視されているところが推察される。

幼稚園では日常的に個々の幼児の関わる状況もあるが、それが個別の指導計画や個別の教育支援計画に関連づけられることが他の校種に比べて少ないことが示された。その理由の一つは本研究で扱った事例数の少なさにあるかも知れない。また、インクルーシブ教育システム構築が推進される中、幼児教育現場における物理的、環境的、心理的要因などが関係している可能性がある。すなわち、幼稚園においては、既にインクルーシブ教育や合理的配慮に基づく教育が日常的・経験的に実施されていることから、明確な形で個別の教育支援計画と個別の指導計画が作成されていないことにつながっている可能性が考えられる。

個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成に当たっては、地方自治体作成のものを使用した上で、支援に関わるすべてが幼児児童生徒に係る情報を共有し、校種間の移行に関して学級編制や指導の際に参考にしながら引き継ぎをするなど校種間の連携を図りながら継続的な支援を行うことが必要である。例えば、「B小学では、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成するときに、各担任が作成したものを特別支援教育コーディネーターが検討し、最後に必ず管理職が確認するという仕組みを整えていた。」(国立特別支援教育総合研究所、2018、p.52)にあるように、システムとしての仕組みを整えていくことも必要であろう。

さらに、個別の指導計画を作成するにあたっては、対象者本人や保護者との話し合いに基づく作業にかかる時間がかかることや校種間の移

行のための話し合いに時間がかかりすぎること(小坂・姉崎、2011)などの難しさもある。また、支援目標や方法を具体化するにあたっての検討や子どもの発達の把握とそれに基づく具体的な支援目標の設定、保護者との連携や保護者への説明(八木、2015)にかかわる記述内容の工夫などにも難しさがある。同様のことは、個別の教育支援計画についてもあてはまることであり、課題として残されるものであろう。

文部科学省によれば『「個別の教育支援計画」は、障害のある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的とする。』ものであり(文部科学省、2018)、他機関との連携を図るための長期的な視点に立った計画にかかわる内容を含むものである。一方、「個別の指導計画」は、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画、例えば、単元や学期、学年等ごとに作成され、それに基づいた指導が行われるものであり(文部科学省、2018)、指導を行うためのきめ細かい計画と捉えることができる。このようなことからすれば、個別の指導計画は個別の教育支援計画に基づくものであることが前提となると考えることが妥当である。そうであるならば、本研究で明らかになった実態・状況は望ましいものとは言えず、今後の解決すべき課題である。

個別の指導計画を策定する場合には、長期的視点に立ち、関係機関との連携することが求められている。藤井・高田屋(2017)は、様式の統合や、関係機関同士の協働による作成をするなどシステム構築の必要性を挙げている。また、個別の教育支援計画が年度当初の多忙極まる時期に作成されていることや、負担感を感じ

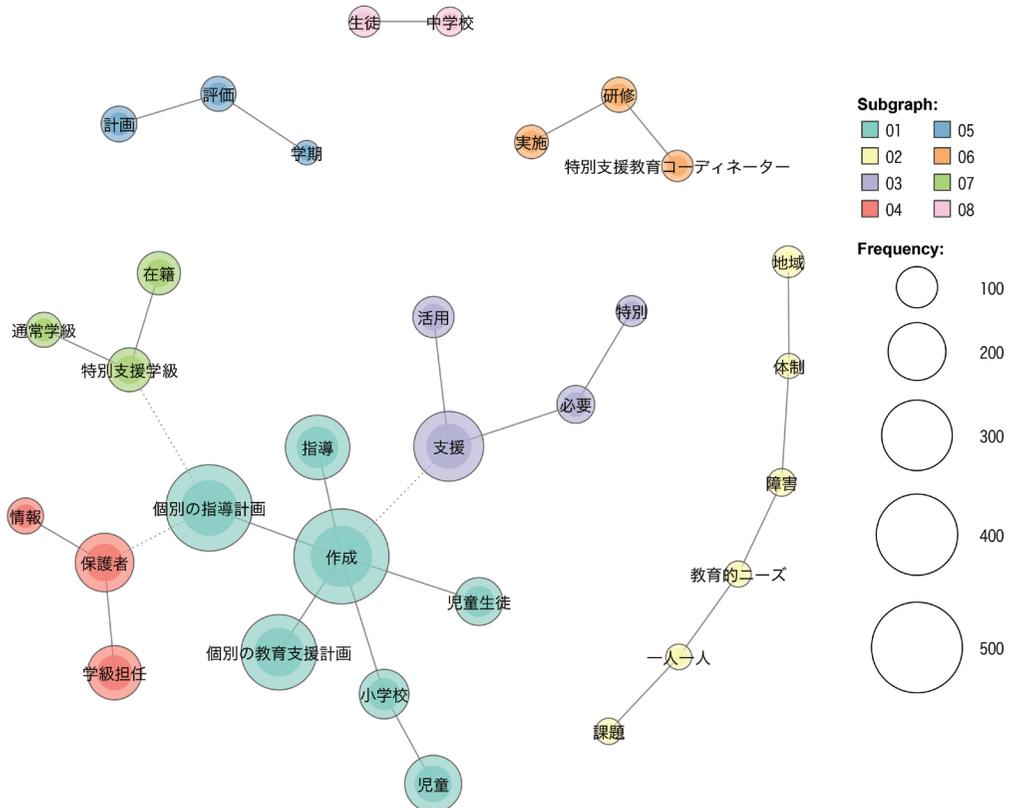


図1 個別の教育支援計画や個別指導計画に関する共起ネットワーク（抽出語）

ている教員が多く、学校と関係機関との連携に関与する機会も少なくなったり、個別の教育支援計画や個別の指導計画に対する期待感が希薄になったり、形骸化したりしないような対策が必要であるという（藤井・高田屋、2017）。したがって、学校と関係機関との連携に関与する機会をもったり、個別の教育支援計画や個別の指導計画に対する期待が持てるようにしたり、形式的・形骸化を防ぐような関係するすべての人々の主体性・期待感を高めるための対策が必要である。例えば、教員の作成した個別の指導計画や個別の指導計画がどのように活用されているかを確認し、フィードバックの機会をもち、関係者の情報共有の機会を設けるなど工夫することが必要である。

ところで、校種による個別の教育支援計画と

個別の指導計画は、幼稚園では50%以下、小学校では約75%、中学校と高等学校ではほぼ100%であった（文部科学省、2018）。学年が上がるにつれて、個別の教育支援計画に言及する学校が多くなっている。個別の指導計画については、幼稚園、小学校、中学校では個別の教育支援計画により言及する割合が高くなっていたが、高校は約20%に低下していた。本研究の平均は全校種の言及は全体で77.4%であった。既に、多くの自治体ではさまざまな様式のプロトタイプを提示しているが、さらにそのようなモデルを提示し、現場に浸透させる必要がある。さらに、何のために個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成する必要があるかなどについて意識するしないにかかわらず、幼児教育、初等教育、中等教育に関わる教員の認識の



問題（明治学院大学、2015）も現実に存在している。それらの課題を克服し、また、教育委員会を中心とした行政の役割を再確認し、教育に関わっている教員と教育全体に配慮する立場にある自治体の教育委員会の役割分担、連携、協力関係を構築していくことこそ必要であり、その体制を整えることが重要である。

個別の教育支援計画や個別の指導計画に記載された内容の分析

個別の教育支援計画や個別の指導計画に記載された内容にどのような特徴がみられるかを小学校と中学校のデータを合わせて KHCoder による共起ネット分析を行った。その結果、8つのカテゴリーに分類された。具体的には、第1は「個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成」。第2は「保護者と学級担任の情報の共有」。第3は「特別支援学級や通常学級に在籍する児童生徒の情報共有や連携」。第4は「特別支援に関わる研修による理解の広がりや深まり」。第5は「一人一人のニーズと地域の支援体制の構築」。第6は「特別な支援が必要な児童生徒への支援活用」。第7に「期ごとの計画に関する評価」。第8に「児童校生徒に対する個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成や支援」であった。

主な5つのカテゴリーについて、具体的記述内容を示す。第1のカテゴリー「個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成」に関しては、

B市では、平成20年度に個別の教育支援計画について検討を行い、平成21年にB市独自の個別の教育支援計画のファイルを作成し、活用を進めてきた。この個別の教育支援計画のファイルは、発達に課題があり、特別な支援が必要な児童生徒の自立と社会参加を促進するために、一人一人のニーズを正確に把握し、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じ

て、一貫して的確な支援を行うことを目的として作成している。この個別の教育支援計画の作成により、就学前を支援する各関係機関と小・中・高等学校間で連携し、引き継ぎの充実を図っている。また、B市では、特別支援学級担任者会などの研修を実施し、個別の指導計画の作成等について研修を行っている。特別支援学級に在籍する児童生徒について、個別の指導計画を作成し指導を行っているが、通常学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒についても、個別の指導計画の作成を進めている。（小学校）

第2のカテゴリー「保護者と学級担任の情報の共有」に関しては、

D県の県立特別支援学校では、全ての幼児児童生徒に対し、個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成している。個別の教育支援計画の作成に当たっては、保護者、関係機関の学級担任等を交えてのケース検討会議を開くなどして、PDC Aサイクルによる活用を図っている。B特別支援学校では、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を基に幼児児童生徒の学習進度や発達の状況等についての情報交換を行い、教員の共通理解の下、全校での支援ができるようにしている。合理的配慮に関する内容については、年度当初に幼児児童生徒や保護者に確認し共通理解を図るとともに、年度末に必要なに応じて見直しをしている。（小学校）

第3のカテゴリー「特別支援学級や通常学級に在籍する児童生徒の情報共有や連携」に関しては、

C県では、地域の課題を踏まえながら、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用に関する研修を実施しており、個別の教育支援計画や個別の指導計画が、発達障害を含む障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた



きめ細やかな指導や支援を行うツールとなることを目指している。さらに、進学に伴う支援の引き継ぎを重視し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を確実に次のステップへつないでいくなど、途切れのない一貫した支援へとつなげている。B小学校では、特別な教育的ニーズを必要とする全ての児童について、個別の指導計画を作成している。(小学校)

第4の категория「特別支援に関わる研修による理解の広がり」と深まり」に関しては、

B県では地域ごとに、特別支援教育コーディネーターの資質向上及び地域支援体制の整備・充実を目的として、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成や活用に関することなど、地域の課題を踏まえた研修を実施している。研修を通して、個別の教育支援計画や個別の指導計画が、発達障害を含む障害のある児童生徒に対して、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導や支援を行うツールとなることを目指している。さらに、進学に伴う支援の引き継ぎを重視し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を確実に次のステップへつないでいくことを前提とした取組を行っている。D小学校では、A児も含め特別な教育的支援を必要とする児童について、個別の指導計画を作成して支援に当たっている。(小学校)

このように具体的記述内容には個別の教育支援計画や個別の指導計画に関連した活動が記されていること、さらに、8つのサブカテゴリーに分けられることが明らかになった。

校種による記載内容の違い

校種によって個別の教育支援計画や個別の指導計画に記述されている内容がどのように異なるかを明らかにするために KHCoder による関

表2 小学校と中学校の特徴語

小学校		中学校	
作成	.776	中学校	.409
児童	.684	生徒	.367
特別支援	.599	個別の教育支援計画	.256
小学校	.599	個別の指導計画	.222
学級	.588	教育	.217
保護者	.548	指導	.213
担任	.428	支援	.204
必要	.339	学校	.200
実態	.301	活用	.189
評価	.277	在籍	.188

連語に関する特徴語を分析した。結果を表2に示している。小学校では、児童、作成、保護者、学級担任、評価、実態、評価があげられ、中学校では、生徒、個別の教育支援計画、個別の指導計画、指導、作成、活用、在籍があげられた。つまり、小学校では支援に関係する人々や実態、評価に関する記述が多く、中学校では個別の教育支援計画と個別の指導計画を教育、支援、活用に関する内容の記述が多いことが示された。また、小学校と中学校では異なる傾向を示していた。中学校では、全体を見通しながら個別の教育支援計画や個別の指導計画を策定していることが明らかになった。

校種による記述内容が具体的にどのように共起しているかを KHCoder による共起ネットワーク分析によって明らかにした。この分析では学校種(小学校・中学校)を独立変数として投入した。その結果を図2に示している。小学校に特徴的な語は、児童に対する指導や支援、指導法の改善、個別の指導計画の学期毎の見直しなどであった。また、中学校に特徴的な語は、指導に当たっての生徒に関する共通理解や地域や生徒の教育的ニーズや課題の把握、学習、研修の実施、特別支援学校での教育などであった。小学校と中学校に共通していた語は、個別の指導計画、作成、個別の教育支援計画であった。また、児童生徒、保護者、学級担任、指導、支援特別支援学級中級学級も頻度が高くなってい



た。このようなことから、個別の教育支援計画や個別の指導計画に関する記述内容は多くの場合、小学校と中学校で共通していることが明らかとなった。

「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の関係

個別の指導計画と個別の教育支援計画は、教育に携わる者には広く周知のことである。個別の指導計画は、児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うために学校園で作成されるものであり、教育課程を具体化し、一人一人の指導目標・内容・方法を明確にし、きめ細かく指導するための計画書とされている。一方、個別の教育支援計画は地域で生活する一人一人の生涯にわた

る支援を各関係機関が連携して効果的に実施するための教育計画であり、保護者をはじめとして教育、医療、福祉、労働等の関係諸機関が連携して支援するためのツールという位置づけになっている。したがって、個別の教育支援計画は発達を考慮しながらの生涯発達の視点に基づいて作成され、それを基礎として幼児期から成人期に至るまで、実際に学校園において個別の指導計画が作成され、教育が実施されることになる。文部科学省の平成 29 年度調査や本研究の結果においても、個別の教育支援計画と個別の指導計画の立案・実施状況の結果から、それらが対応づけられているとは必ずしも言えるものではないことが示されている。個別の教育支援計画を策定する際には、対象児童生徒に対す

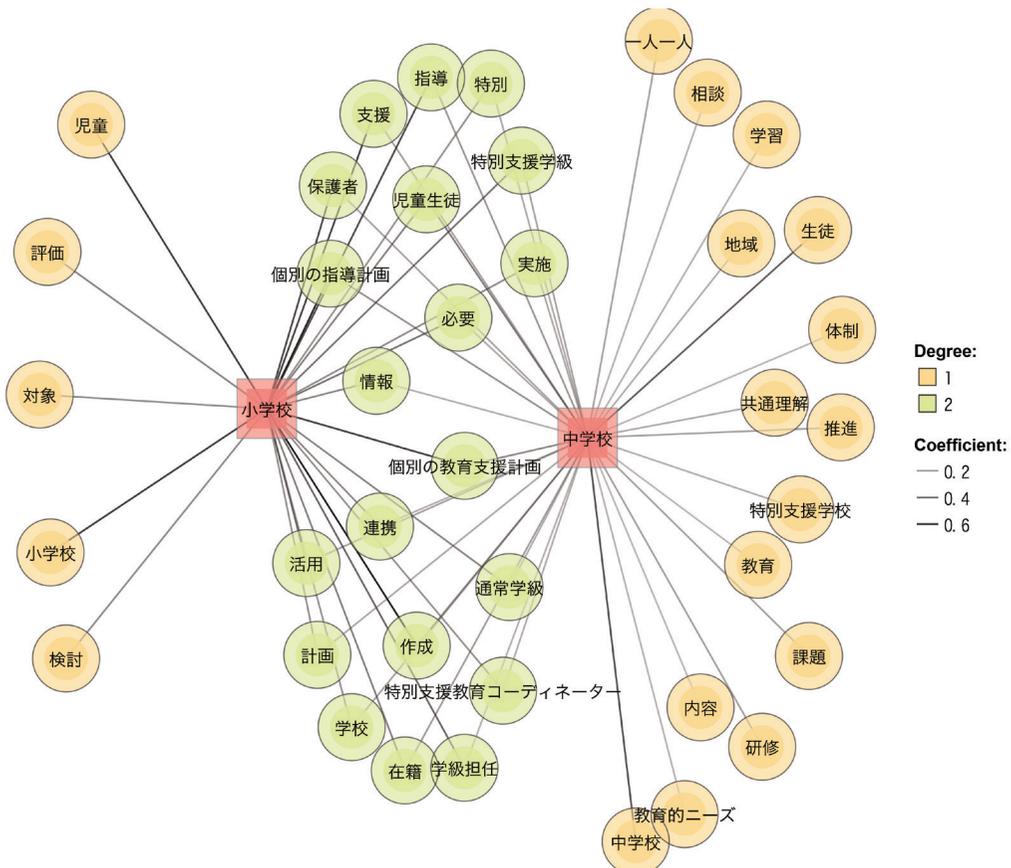


図 2 個別の教育支援計画や個別指導計画に関する共起ネットワーク



る発達的な実態把握、対象者本人や保護者の願や希望の把握をもとに教育措置にかかわる内容を決定する。それを基に特別に必要な支援内容を決定し、カリキュラムを策定していくことになる。物理的環境の把握や支援、対象者を取り巻く人的環境などを生態学的に把握することが必要となってくる。実際に、個別の教育支援計画に関しては保護者との話し合い、医療機関や福祉機関、教育機関など関係機関との連携が行われている（藤井・高田屋、2017）。

一人一人の児童生徒に関して、生涯発達の視点に立ち、将来的にどのような生き方をするようになるかを見通して個別の教育支援計画を作成することが必要である。個別の教育支援計画を有効に機能させるにあたって注意すべきこととして、作成段階からの関係機関との情報の共有と連携の強化、情報共有や強化のための関係機関間におけるスケジュール調整の工夫、さらには担当教職員を中心として全員が協議・編成に関わり、また、個別の教育支援計画や個別の指導計画について定期的な確認の時期を決めて実施することやオールフォーワンで取り組む姿勢の醸成が大切である（藤井・高田屋、2017）。

個別の教育支援計画や個別の指導計画の活用については、具体的な作成方法に関する研究や自治体の発行しているひな型が多く存在している（例えば、和田・栗林・池田、2015；藤井・古井、2018）ので、それらを参考にしながら生涯発達てきな観点に立って長期的視点で立案・計画し、実行することが必要になる。

個別の教育支援計画や個別の指導計画として記述された事例の中の「合理的配慮」について KWIC コンコーダンスを調べた結果、中学校では4件（45事例中）、小学校では38件（175事例中）であった。ここでの合理的配慮の内容は当然のこととして、個別の教育支援計

画や個別の指導計画の策定の中で考慮されるべきことである。障害が有る無しにかかわらず、時々の状況や発達に応じて、個別の教育支援計画と個別の指導計画は「個別に必要とされるもの」である（阿部・木船・阪木・沖本・井上、2019）。KWICの結果では、個別の教育支援計画や個別の指導計画に係る Jaccard 係数が 999.333 であり、共に使用されることが極めて多いことが示されている。

今後の課題

個別の教育支援計画や個別の指導計画及び障害児の支援に係る教員研修に関して、坂東・和田（2017）は、今後の特別支援学級担当教員研修において「障害特性の理解」、「障害特性に応じた指導と配慮」、「教育課程（領域教科）を合わせた指導・自立活動」「教材教具」「授業づくり」を取り上げることが受講者のニーズに合ったものであると述べている。特別支援教育経験が浅い教員は特別支援教育の「基礎・基本」に関する知識や、「すぐに実践できる具体的な指導内容」を研修すべきであろう。研修の内容については、個別の教育支援計画の基礎知識などに加えて、個別の指導計画との違いや関連性について取り上げることも必要であろう。さらに作成の事例の提示や、作成の演習を取り入れることで、作成の負担が軽減できることを理解できるような研修を計画することも大切である。先に述べたように、自治体の発行しているひな型等を有効に活用することが大切である。

「個別の支援シート」はその作成の過程において、教員が支援対象者本人・保護者との話し合いの機会を持つことができ、関係作りにも効果的であるといわれている。例えば、藤井・高田屋（2017）は、個別の教育支援計画を有効に機能させるための方策の一つに、当事者主体の計画をあげている。その中で「個別の教育支



援計画は教員が単独で作成し、本人・保護者がそれを追認するようなものではなく、本人・保護者が主体的に作成と評価に参画するシステムが求められる」と述べている。例えば、和歌山県の個別の教育支援計画「つなぎ愛シート」は、当事者の参画という点では前進したといえるだろう。しかし、藤井・高田屋（2017）のアンケート調査から、「つなぎ愛シート」以外の個別の教育支援計画では「担任が一人で作成している」ケースも明らかにされている。担任が一人で作成するのではなく、担任と本人・保護者が協働して作成していくように、学校全体で取り組む必要があるといえる。

国立特別支援教育総合研究所（2016）の報告においては、必要とされる教育の専門性や関係者の情報共有、関係機関等との連携、協働等を含む組織運営等についてインクルーシブ教育システム構築に向けた取組のグランドデザインを提案している。インクルーシブ教育システムにおいては、本人、保護者、教員、学校を地域が支える仕組みが整っていることが求められる。個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を見据えた上で、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが必要であり、その仕組みは、連続性のある支援としてライフステージ間でつながっていかねばならない。

特別支援教育に係るモデル事業において体制づくりがうまく展開できている地域では、既存の体制の中で、関係する人がつながり、関係機関同士がつながる仕組みに様々な工夫が見られる。「インクルーシブ教育システム構築のための体制づくりに当たっては、これまでの機能をどう高めていくか、地域の資源をどのように活用し、生み出していくか、新しいものを創り出す発想と既存のシステムを有効活用する発想の

両方の視点が必要である。」（国立特別支援教育総合研究所、2016、p.104）という。言うまでもなく、支援対象となる本人、保護者、教員、学校を地域が支える仕組みを整えることが必要であり、そのためには、地域資源をどのように有機的につなぎ、活用するか仕組みをつくり、それを運営していくことが必要である。地域のインクルーシブ教育システムが構築されるなら、日常の教育活動はもちろん、関係機関の連携があつて、有効な支援ができる下地が整えられることになる。そうなれば個別の教育支援計画や個別の指導計画の継ぎや連携もスムーズに進むものと考えられる。

引用文献

- 阿部敬信・木舩憲幸・阪木啓二・沖本悠生・井上佳奈（2019）乳幼児教育における特別支援教育の推進－特別支援教育からインクルーシブ教育への構築に向けて－九州産業大学人間科学部紀要（人間科学），1，38-48.
- 岩井雄一（2006）「個別の教育支援計画」の実際と実践上の課題－全国特殊教育学校長会の調査研究を通して－発達障害研究，28，5，325-332.
- 加瀬進（2011）「個別の教育支援計画」の原点，現在，そしてこれから 肢体不自由教育，199，4-9.
- 国立特別支援教育総合研究所（2016）インクルーシブに教育システム構築に向けた地域における体制づくりのグランドデザイン 東洋館出版社 東京
- 国立特別支援教育総合研究所（2018）地域におけるインクルーシブ教育システム構築に関する研究（平成28年度～29年度）研究成果報告書
- 小坂みゆき・姉崎弘（2011）小学校における「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計



- 画」の作成・策定と活用 ―有機的な支援の連携をめざして― 三重大学教育学部研究紀要, 62, 153-159
- 坂東啓資・和田伸敏 (2017) 特別支援学級の現状と支援の在り方についての一考察 和歌山県教育センター学びの丘研究紀要, 47-56.
- 藤井慶博・高田屋陽子 (2017) 個別の教育支援計画の作成と活用に関する現状と今後の方策―特別支援学校教員に対する質問紙調査から― 秋田大学教育文化学部研究紀要 教育学部部門, 72, 93 ~ 101.
- 明治学院大学 (2015) 幼稚園教員・保育士と小学校教員の障害児に対する理解・認識と指導・かかわり方 平成 26 年度文部科学省委託研究「幼児教育の改善・充実調査研究」報告書
- 文部科学省 (2008) 幼稚園教育要領, 文部科学省
- 文部科学省 (2008) 小学校学習指導要領, 文部科学省
- 文部科学省 (2008) 中学校学習指導要領, 文部科学省
- 文部科学省 (2009) 高等学校学習指導要領, 文部科学省
- 文部科学省 (2009) 特別支援学校幼稚部教育要領, 文部科学省
- 文部科学省 (2009) 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領, 文部科学省
- 文部科学省 (2009) 特別支援学校高等部学習指導要領, 文部科学省
- 文部科学省 (2018) 平成 29 年度特別支援教育体制整備状況調査結果について https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/_icsFiles/afieldfile/2018/06/25/1402845_02.pdf (2020/01/10 採録)
- 八木成和 (2015) 職教員の「個別の指導計画」の作成に関する現状と課題 四天王寺大学紀要, 60, 233-243.
- 山崎晃・松井剛太・濱田祥子 (2019) 幼小接続に係る主学校の実態に関する研究の展望と学習状況 ― NISE データベースの分析をととして― 広島文化学園大学大学院教育学研究科 子ども学論集, 5, 15-25.
- 和田充紀・栗林睦美・池田弘紀 (2015) 特別支援学校における「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の活用に関する一考察 富山大学人間発達科学部紀要, 10, 203 - 216.

倫理手続き

本研究は、広島文化学園大学大学院教育学研究科倫理審査委員会の承認を得て実施した。

謝辞

本研究を実施するにあたり、NISE データベースに掲載されたデータの使用を快く承諾していただきました独立行政法人国立特別支援総合研究所に記して感謝いたします。

本研究の実施にあたって、科学研究費補助金基盤研究 (C) (一般) 16K01900 (研究代表者 山崎晃) の補助を受けた。



A study of relationships between individual educational support plans and individual instruction plans in kindergarten, elementary school, junior high school, and high school

Akira Yamazaki¹

Gota Matsui²

Shoko Hamada³

The purpose of this study is to examine the characteristics of how individual education support plans and individual instruction plans are considered in kindergartens, elementary schools, junior high schools, and high schools. As a result of the analysis, it became clear that the rates of preparing the individual education support plan and the individual instruction plan differed between the school types, and that the characteristic words of elementary school and junior high school also differed. In addition, the contents of elementary and junior high schools are summarized in eight sub-categories. There was no significant difference between the descriptions of elementary school and junior high school. In order to connect “individual education support plans” to “individual instruction plans”, the necessity of constructing a cooperation system of related organizations in the region was discussed.

表題

幼稚園・小学校・中学校・高等学校における個別の教育支援計画と個別の指導計画の関係
- NISE データベースの分析をとおして (2) 小学校と中学校の比較を中心に -